

# 長野市「半壊以上」住宅や事務所など

# 公費解体 2月にも着手

## 来月10日から受け付け



長野市は18日、台風19号で被災した家屋などを所有者に代わって市が解体・撤去する「公費解体」の工事を来年2月にも始める方針を明らかにした。罹災証明書で「半壊」以上に区分された住宅に加え、倉庫や中小企業の事務所なども市の調査で半壊以上と認められれば対象とする。所有者が業者と契約して進めた「自費解体」工事の費用を市が負担する制度と併せ、希望する被災者からの申請受け付けを1月10日に始める。

税課によると、市内の被災家屋は11月30日時点で全壊867戸、大規模半壊283戸、半壊1208戸。

## 終了見通せず 被災者不安

被災した家屋などの公費解体は、県内では18日時点で長野市を含め少なくとも8市町が準備を進めている。ただ複数の自治体が「これほど申請があるか分からない」とし、解体作業全体的に終わるか見通せないのが実情だ。被災者の制度への期待は大きい。

「見通しが立たないのが一番の不安。長野市の18日の説明会に参加した60代男性は深い表情を浮かべた。「大規模

市は新たな仮置き場を長沼地区内に確保するよう調整していることも明らかにした。

2018年7月の豪雨で被災した岡山県総社市は、半壊以上対象の公費解体作業を同年12月に開始。申請のあった133件全てを終えたのは1年近くたった今年10月ごろだった。

「半壊」だった自宅はリフォームし、同様だった近所の息子宅は建て直す予定。息子宅を公費解体すれば解体費用の心配はないが、工事時期は指定できない。初期費用がかかっても、自分たちのペースで工事を進められる自費解体を選ぶほうが考えあぐねている。

長野市の説明会では、作業時期や、どんな建物が解体対象になるかといった質問が相次いだ。市は今後も、他地区で開く説明会のほか、相談専用のコールセンターなどで説明を重ねる方針。藤原慶治・公費解体対策室長は「被災者ごとに事情も違う。個々に丁寧に対応する」と強調した。

市は被災者から公費解体の申請を受けた後、事前に立ち会い調査を行い、解体・撤去の可否を判断。決定通知書を出す手続きを踏む。ただ、いざ着手しても、その後の廃棄物処理を円滑にするために「手作業による解体、分別も必要になる」と公費解体対策

室。1棟の解体作業に10日、2週間程度かかり、全体では相当長期化するとみている。

(佐藤大輔)

# 県が「産業復興支援センター」開所

## 被災中小相次ぎ相談

台風19号災害で被災した中小企業を支援する「県産業復興支援センター」が県庁に開所した18日、経営者や商工団体の関係者が早速相談に訪れた。再建を国、県が支援する「グループ補助金」の申請受け付けを同日開始。利用を検討する企業から、電話による問い合わせが相次いだ。

センターによると、初日は窓口を訪れての相談が5件、電話での相談が50件近く寄せられた。窓口を訪れた食品製造会社の担当者は、長野市穂保の工場が床上浸水し、移転を考えていると説明。グループ補助金では修繕が可能な場合もあつたという。

合は原則修繕とされており「移転場所を再開する場合でも補助を受けることはできるのか」などと確認していた。このほか「店舗兼自宅として利用する建物が被災した場合に補助を受けられるのか」「グループを組む連携先を紹介してほしい」といった相談もあつたという。

**グループ補助金** 東日本大震災を機に2011年度に始まった制度。災害で被災した中小事業者が施設や設備を復旧する費用の2分の1を国、4分の1を都道府県が補助する。地域の復興に役立つことを条件に事業者で構成するグループ、協同組合、商店街などの単位で事業計画を作り、都道府県に提出。認められれば、1事業者当たり15億円を上限に個別に支払われる。16年の熊本地震、18年の西日本豪雨の被災地にも適用された。

グループ補助金の認定には、構成する各事業所の被災状況が分かる写真などをまとめた「復興事業計画」の提出が必要で、手続きの負担も懸念される。阿部守一知事は開所の後、グループ補助金の



被災した中小企業関係者(手前側)の相談に応じる県産業復興支援センターの職員ら

制度の複雑さを念頭に「事業要であれば国に制度の柔軟化の現状を十分に把握し、必を求めていく」と述べた。